



マイナンバーの取り扱いにあたっては、十分な安全管理対策を行い、個人情報を守っていきます。

平成26年1月6日に導入推進本部を設置後、鳥取市におけるマイナンバー利用事務について、業務手順の見直しや情報システムの整備などの準備を進めています。  
マイナンバーを利用することになる本市の主な事務は下記のとおりです。


### 本市でのマイナンバーの取り組み

### 本市でマイナンバーを利用する主な事務と担当課（予定）

マイナンバーを利用する事務	担当課
■ 住民基本台帳に関する事務	市民課
■ 地方税に関する事務	市民税課、固定資産税課、徴収課、債権管理課
■ 国民健康保険に関する事務	保険年金課
■ 国民年金に関する事務	
■ 後期高齢者医療に関する事務	
■ 介護保険に関する事務	高齢社会課
■ 児童手当に関する事務	児童家庭課
■ 児童扶養手当に関する事務	
■ 保育所に関する事務	
■ 障害者手帳に関する事務	障がい福祉課
■ 生活保護に関する事務	生活福祉課
■ 予防接種に関する事務	中央保健センター
■ 市営住宅に関する事務	建築住宅課
■ 被災者台帳の作成に関する事務	危機管理課

◆マイナンバー制度に関するホームページ（内閣官房）  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバー公式ツイッター  
[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

◆国のマイナンバーコールセンター  
 **0570-20-0178**  
 （全国共通ナビダイヤル）

※平日 午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）  
 ※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050-3816-9405におかけください。  
 ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

国では、マイナンバーに関する最新情報を提供しています。

### マイナンバーについて詳しく知りたい方へ

①マイナンバーの利用範囲の限定  
 マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の行政事務で、法律で定められた手続きでしか使用できないよう、厳しく制限されます。

②第三者機関による監視・監督  
 特定個人情報保護委員会という国の第三者機関が、マイナンバー制度が適切に運用されているか監視・監督を行います。

### 【制度面で行う保護措置】



③利用記録の確認  
 行政機関がマイナンバーを含む自分の個人情報を、いつ、どこでやりとりしたのかなどの情報を、自宅のパソコンからインターネット上で確認できる「マイナンバーポータル」という仕組みが平成29年1月から利用できる予定です。

④罰則の強化  
 他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると処罰の対象になり、これまでの関係する法令の規定よりも罰則が厳しくなります。

※特定個人情報保護評価とは  
 マイナンバーを含む個人情報の電子データなどを保有する国や市町村などが、個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を予測し、情報漏えいなどの事態を発生させるリスクを軽減するため、適切な措置を行うことを評価書にまとめて公表、宣言する手続きです。

本市では、保護評価の内容を点検する市民による審査会を新たに平成27年4月から設置しています。  
 本市の評価については、市公式ホームページで順次公開していきますのでご覧ください。

### 民間事業者にはマイナンバーは関係あるの？

民間事業者は、従業員の健康保険や厚生年金などの加入手続きや、給与の源泉徴収票の作成を行っています。また、証券会社や保険会社は、配当金・保険金などの支払調書の作成事務を行っています。

平成28年1月からは、これらの手続きを行うために従業員や顧客のマイナンバーが必要になります。

また、民間事業者が外部の人に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をするため、その人のマイナンバーを提供する必要があります。

民間事業者は、従業員の健康保険や厚生年金などの加入手続きや、給与の源泉徴収票の作成を行っています。また、証券会社や保険会社は、配当金・保険金などの支払調書の作成事務を行っています。

平成28年1月からは、これらの手続きを行うために従業員や顧客のマイナンバーが必要になります。

また、民間事業者が外部の人に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をするため、その人のマイナンバーを提供する必要があります。

法人には法人番号が通知されます  
 平成27年10月から、企業などの法人には13桁の法人番号が通知されます。マイナンバーとは違って、法人番号は広く公開され、どなたでも自由に利用できます。

一つの法人に一つの法人番号が付番されますが、営業所、事業所単位には付番されません。

### マイナンバー制度は全従業員に關係する制度です

税や社会保障の継続に必要な帳票などの提出時期までに、パートやアルバイトを含め、全従業員のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

また、マイナンバーを含む個人情報は安全に管理することが必要です。

